

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名		教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設	
税 目		贈与税	
要 望 の 内 容	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進し、将来必要となる子どもの教育資金の早期確保を図るために、以下の非課税措置を創設する。		
	○金融機関の口座等（本制度の適用のために区分管理できるものに限る。）を通じて、祖父母等が孫等に対して行う教育目的に用途を限定した資金の贈与について、贈与税の課税対象としないこととする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

(1) 政策目的

我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て（父母）世代である 30・40 歳代は、子どもの教育費等に備えて苦心して貯蓄を行っており、家計の余剰資金が有効に活用されていない状況。

こうした中、祖父母が「孫のため」の支出に前向きであることを踏まえ、教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置を講じることで、高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」を有効活用し、子どもの教育費の早期確保を促す。

家計の自助努力による教育費用に係る資金準備を、こうした税制措置で支援することにより、我が国の将来を担う人材（グローバル人材やイノベーション人材等）の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげることで、同世代による消費の活性化を促す。なお、贈与された金融資産の一部が長期運用を通じて我が国の企業が成長のための資金として産業界に供給されることにより、我が国経済の活力を下支えにも寄与することも期待できる。

(2) 施策の必要性

我が国の個人金融資産は、約 1,500 兆円もの規模であるが、その金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況。また、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を手控える傾向が見られる。

本施策により、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を促すことで、我が国にとって大きな財産である潤沢な個人金融資産を活用して将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担う人材（グローバル人材やイノベーション人材等）の着実な育成につなげる。また、これにより現役世代の将来に対する不安を和らげ、消費活動の活発化を図る。なお、贈与された資産の一部が長期運用を通じて投資に回るなど、家計行動に対して我が国の産業の成長に寄与する形への変化を促進できれば、我が国資金の好循環を形成することが可能となる。

<参考>

日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）

「約 1,500 兆円の個人金融資産の半分以上が現預金で保有される状況が続くなど、民間のお金が成長分野に十分には回っていない。成長ファイナンス推進会議における検討を踏まえ、過半の金融資産を保有する高齢者を含め民間のお金の流れを活性化し、消費や投資につながるメカニズムを構築する」

○重点施策：国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

我が国家計が保有する金融資産の教育資金としての活用や不動産の有効活用の観点から、高齢世代から若年世代への資産移転等を促す方策について検討すると同時に、確定拠出年金の拠出規模の拡大、分散投資の促進等による普及・拡充や国内外の資産への長期・分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から日本版 ISA について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る

成長ファイナンス推進会議とりまとめ（平成 24 年 7 月 9 日）

2. 成長マネーの供給拡大策

1. 国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

約 1,500 兆円ある我が国家計金融資産について、高齢世代から若年世代への移転を促すと同時に、確定拠出年金の普及・拡充や日本版 ISA の所要の検討により、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが重要である。

（3）教育資金を通じた世代間の資産移転の促進

- ・高齢者が保有する金融資産を教育資金として有効活用できるよう、資産移転等にインセンティブを付与する方策について検討する。その際、諸外国の制度等を参考にしたスキームも含めて検討する（2012 年度中）。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	経済成長 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-8 教育機会確保のための支援づくり 政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興
		政 策 の 達 成 目 標	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげることで、同世代による消費の活性化を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	幼稚園から大学(学部)卒業までの学習費は約 856 万円(※1)、留学に要する費用は約 266 万円(※2)である。子どもの学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、子育て世代の負担は依然として大きく、これをより緩和することが必要。 (※1) 公私立の平均 (※2) 米国の公立大学に1年間留学した場合の費用
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	<本措置の適用見込み> 2011 年の幼稚園・小中学校・高等学校・大学の入学者数は約 465 万人。一方で、子どもの教育資金を目的として貯蓄を行っている家庭が約 2 割(※1)であることを踏まえると、1 年間に本制度を利用する可能性があるのは約 93 万人(※2)。 (※1) 2 割＝金融資産を保有する世帯割合 7 割×そのうち子供の教育資金を目的として貯蓄を行っている世帯割合 3 割<家計の金融行動に関する世論調査(金融広報中央委員会)> (※2) 93 万人＝465 万人×2 割
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の導入により、祖父母世代の保有する貯蓄の孫世代への世代間移転を促すことは、将来の教育費の早期確保により着実な人材育成につながるとともに、子育て世代の子どもの教育費に対する不安を和らげ消費活動が活性化すると考えられ、引いては企業の生

			産活動の活発化、雇用の拡大など幅広い波及効果が期待できる。 なお、贈与された金融資産の一部が長期運用を通じて投資に回ることによって、市場機能の活性化へ寄与することも期待できる。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし	
	要望の措置の妥当性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産の有効活用を広げる観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(新設要望)	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	(新設要望)	
	前回要望時の達成目標	(新設要望)	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の	(新設要望)	

	理 由	
これまでの 要 望 経 緯	(新設要望)	